

## 令和7年第2回（6月）四街道市議会定例会提出議案（案）

議案番号	案件名等
議案第1号	<p>専決処分の承認を求めることについて （四街道市税条例の一部を改正する条例の制定について）</p> <p>【提案理由】 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、市民税、軽自動車税等に係る所要の規定を整備する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により提案するもの。</p> <p>【概要】 個人住民税における特定親族特別控除の創設、軽自動車税種別割の税率改正等を行ったもの。また、引用条項に項ずれが生じたことから、所要の規定の整備を行ったもの。</p> <p>【施行期日】 令和7年4月1日（一部を除く。）</p> <p>【担当課】 総務部 課税課</p>
議案第2号	<p>専決処分の承認を求めることについて （四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）</p> <p>【提案理由】 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の引用条項を改正する必要が生じたため、その他所要の規定の整備を行うため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により提案するもの。</p> <p>【概要】 引用条項に項ずれが生じたことから、所要の規定の整備を行ったもの。</p> <p>【施行期日】 令和7年4月1日（一部を除く。）</p> <p>【担当課】 総務部 課税課</p>
議案第3号	<p>専決処分の承認を求めることについて （四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）</p> <p>【提案理由】 地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、国民健康保険税の軽減判定所得の算定に関する規定を整備する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により提案するもの。</p> <p>【概要】 国民健康保険税の軽減判定所得基準額を改正したもので、物価上昇の影響で軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう、世帯人数に乗じる金額を引き上げたもの。</p> <p>【施行期日】 令和7年4月1日</p> <p>【担当課】 健康こども部 国保年金課</p>

<p>議案第4号</p>	<p><b>四街道市予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人を定める条例を廃止する条例の制定について</b></p> <p>【提案理由】 本市の出資割合が変更になったことに伴い、条例で定める法人が調査等の対象外となったことから、本条例を廃止するため提案するもの。</p> <p>【概要】 地方自治法施行令第152条第1項第3号の規定に基づき、条例で調査等の対象として定めた「公益財団法人印旛郡市文化財センター（現 公益財団法人印旛・柏文化財センター）」について、同法人を構成する団体が変更になったことに伴い、本市の出資割合が同令で定める出資割合の要件を満たさなくなったため、本条例の廃止を行うもの。</p> <p>【施行期日】 公布の日</p> <p>【担当課】 経営企画部 財政課</p>
<p>議案第5号</p>	<p><b>四街道市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について</b></p> <p>【提案理由】 地方公共団体情報システムの標準化に伴い、所要の規定の整備を行うため提案するもの。</p> <p>【概要】 国の定める標準仕様に準拠したシステムに移行するに当たり、住登外者を地方公共団体内で一意に特定し、かつ、住登外者宛名番号を付番・管理する「住登外者宛名番号管理機能」をシステムに実装するため、同機能に関する規定を整備するもの。</p> <p>【施行期日】 公布の日</p> <p>【担当課】 経営企画部 デジタル推進課</p>
<p>議案第6号</p>	<p><b>四街道市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</b></p> <p>【提案理由】 水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため提案するもの。</p> <p>【概要】 国において、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件である学歴・学科要件や実務経験年数等の見直しが行われたことに伴い、当該内容を踏まえた資格要件に改めるもの。</p> <p>【施行期日】 公布の日</p> <p>【担当課】 上下水道部 水道課</p>
<p>議案第7号</p>	<p><b>財産の取得について</b></p> <p>【提案理由】 ノートパソコン等備品を更新するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により提案するもの。</p> <p>【概要】 市の各業務において利用するパソコン293台、ディスプレイ4台等の調達を行うもの。</p>

	<p>【納入期限】 令和7年9月30日</p> <p>【担当課】 経営企画部 デジタル推進課</p>																				
議案第8号	<p><b>財産の取得について</b></p> <p>【提案理由】 老朽化により性能が低下した消防車両を更新整備し、災害対応能力の向上を図るため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により提案するもの。</p> <p>【概要】 消防署に配置している化学消防ポンプ自動車について、購入から約21年が経過し、老朽化により性能が低下しているため、更新整備するもの。</p> <p>【納入期限】 令和8年3月31日</p> <p>【担当課】 消防本部 警防課</p>																				
議案第9号	<p><b>財産の取得について</b></p> <p>【提案理由】 老朽化により性能が低下した消防救急デジタル無線機を更新整備し、通信の信頼性・安定性を確保するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により提案するもの。</p> <p>【概要】 消防本部・署で使用している消防救急デジタル無線機について、前回整備から10年以上経過し、機器の老朽化により性能が低下しているため、更新整備するもの。</p> <p>【納入期限】 令和8年3月31日</p> <p>【担当課】 消防本部 消防署</p>																				
議案第10号	<p><b>令和7年度四街道市一般会計補正予算（第2号）</b></p> <p>【提案理由】 令和7年度四街道市一般会計予算について補正する必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により提案するもの。</p> <p>【概要】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補正前予算総額</th> <th>補正額</th> <th>補正後予算総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>36,438,112 千円</td> <td>122,066 千円</td> <td>36,560,178 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>地方債については、公民館整備事業の限度額を変更するもの。</p> <p>【担当課】 経営企画部 財政課</p>	補正前予算総額	補正額	補正後予算総額	36,438,112 千円	122,066 千円	36,560,178 千円														
補正前予算総額	補正額	補正後予算総額																			
36,438,112 千円	122,066 千円	36,560,178 千円																			
議案第11号	<p><b>令和7年度四街道市下水道事業会計補正予算（第1号）</b></p> <p>【提案理由】 令和7年度四街道市下水道事業会計予算について補正する必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により提案するもの。</p> <p>【概要】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>補正前予算総額</th> <th>補正額</th> <th>補正後予算総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収益的収入</td> <td>2,367,652 千円</td> <td>36,446 千円</td> <td>2,404,098 千円</td> </tr> <tr> <td>収益的支出</td> <td>2,463,624 千円</td> <td>21,883 千円</td> <td>2,485,507 千円</td> </tr> <tr> <td>資本的収入</td> <td>321,692 千円</td> <td>161,350 千円</td> <td>483,042 千円</td> </tr> <tr> <td>資本的支出</td> <td>594,949 千円</td> <td>161,350 千円</td> <td>756,299 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>国の予備費執行により追加された交付金を財源とする雨水施設</p>	科目	補正前予算総額	補正額	補正後予算総額	収益的収入	2,367,652 千円	36,446 千円	2,404,098 千円	収益的支出	2,463,624 千円	21,883 千円	2,485,507 千円	資本的収入	321,692 千円	161,350 千円	483,042 千円	資本的支出	594,949 千円	161,350 千円	756,299 千円
科目	補正前予算総額	補正額	補正後予算総額																		
収益的収入	2,367,652 千円	36,446 千円	2,404,098 千円																		
収益的支出	2,463,624 千円	21,883 千円	2,485,507 千円																		
資本的収入	321,692 千円	161,350 千円	483,042 千円																		
資本的支出	594,949 千円	161,350 千円	756,299 千円																		

調査の実施に伴い、収益的収入及び支出について、収入を36,446千円、支出を21,883千円、それぞれ増額し、また、ストックマネジメントにおける令和5年度の点検結果を踏まえた物井地先千代田雨水1号幹線改築工事の実施に伴い、資本的収入及び支出について、収入を161,350千円、支出を161,350千円、それぞれ増額するもの。

**【担当課】** 上下水道部 経營業務課